

公告の訂正

次の調達案件について、契約書の一部を変更することとしたため、次のとおり訂正します。

令和8年1月19日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 渡辺 聰

1 公告日

令和8年1月15日

2 調達件名

令和8年度 富山労働局管下5施設で使用する電力供給契約（低圧）

3 訂正内容

- ・仕様書2 (13) ③

【訂正前】

各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、その他の電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件（電力量料金の燃料費調整及び市場価格調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金等）については、受注者の電気供給約款によるものとする。

【訂正後】

各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北陸管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとする。

- ・契約書（案）（対価の支払）第11条

【訂正前】

乙は、前条に定められた検査終了後、第3条に定める契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（ただし、乙の定める約款において力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た金額とする。）に、当該月における使用電気量に同項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額（ただし、乙の定める約款において燃料費調整等を行う場合は、燃料費調整額等を加えた金額又は減じた額とする。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）を1月ごとに官署支出官富山労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

- 2 官署支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、乙の定める約款において、約定期間と異なる期間（以下「指定期間」という。）の定めがある場合は、約定期間に優先して指定期間を適用する。

【訂正後】

乙は、前条に定められた検査終了後、第3条に定める契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た金額とする。）に、当該月における使用電気量に同項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額（ただし、燃料費調整等を行う場合は、燃料費調整額等を加えた金額又は減じた額とする。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）を1月ごとに官署支出官富山労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

- 2 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、北陸管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- 3 官署支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、乙の定める約款において、約定期間と異なる期間（以下「指定期間」という。）の定めがある場合は、約定期間に優先して指定期間を適用する。

- ・契約書（案）（対価の支払）第12条（遅延利息）

【訂正前】

官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

【訂正後】

官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第3項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

以上、公告する。